

■ 携帯音声通信事業者・販売代理店向け AML/CFT実務セミナー

# 2027年4月から変わる 携帯電話契約の本人確認

ICチップの読取りが基本

令和9年（2027年）4月1日 施行

全25頁

令和8年7月27日公布（令和8年総務省令第94号）

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之

# 本日本話しする内容



## 第1

### 総論：改正の全体像と二段階の見直し

対面はICチップ読取りが原則／非対面は施行済み



## 第2

### 【重点】本人確認書類の四類型

写真とICチップの有無で窓口の手順が決まる



## 第3

### 窓口フローと例外事象

暗証番号の失念・券面とICの不一致・書類がない場合



## 第4

### 郵便・記録・非対面

本人限定受取郵便の要件変更／保存3年／電子署名



## 第5

### 実務対応と関連法

犯収法と同日施行／古物営業法／施行までの準備



## まとめ

### 本日の要点

ICチップ読取りが軸／目視だけでは足りない／例外処理

# 改正を貫く一つの転換 — 「見せる」 から 「読み取る」 へ



FROM

券面を目視で確認するだけで契約が完了



TO

ICチップの読み取り、又は転送不要郵便による住居確認



## ① 対面取引

書類の提示のみによる方法を廃止。  
ICチップの読み取りが原則となる。



## ② 郵便の併用

ICを読み取らない場合は、転送不要郵便物等の送付が必須となる。



## ③ 本人限定受取郵便

郵便事業者の側にもICチップの読み取りが求められる。



## ④ 非対面取引

2026年4月に見直し済み。今回は用語の整理が中心。



**POINT** 施行は2027年（令和9年）4月1日。経過措置は設けられていない。

■ PART 1

# 総論：改正の全体像と二段階の見直し



公布・施行日と対象範囲

改正の背景

二段階の見直し

何が変わるのか



# 携帯電話不正利用防止法施行規則の改正

| 項目   | 内容                             |
|------|--------------------------------|
| 公布   | 令和8年7月27日（令和8年総務省令第94号）        |
| 施行   | 令和9年4月1日 経過措置は設けられていない         |
| 根拠法  | 携帯電話不正利用防止法（平成17年法律第31号）       |
| 意見募集 | 令和8年3月14日～4月13日／18件（案の修正は1件のみ） |
| 対象手続 | 契約締結・名義変更・契約者確認・端末貸与・代表者等の確認   |

**適用範囲** 新規契約だけではない。名義変更・承継、契約者確認、端末の貸与、法人の代表者等の確認にも横断的に及ぶ。



**POINT** 対面の本人確認は、書類の提示のみでは完了しない。ICチップの読取りか、転送不要郵便物等の送付かの二択となる。



# 非対面は施行済み・今回は対面の改正

|                |                                                        |      |
|----------------|--------------------------------------------------------|------|
| 2026年<br>4月1日  | <b>非対面の見直し</b><br>画像送信・写しの郵送を廃止し、ICチップ情報の送信及び電子証明書へ一本化 | 施行済み |
| 2026年<br>7月27日 | <b>本改正省令の公布</b><br>令和8年総務省令第94号。パブリックコメントの結果も同日公表      | 公布済み |
| 2027年<br>4月1日  | <b>対面の見直し</b><br>書類の提示のみによる方法を廃止し、ICチップの読取りを原則化        | これから |
| 2027年<br>4月1日  | <b>犯収法も同日施行</b><br>金融機関等でも対面のIC読取りが原則化され、非対面の画像送信方式が廃止 | これから |



**POINT** 非対面は携帯電話不正利用防止法が犯収法より1年先行した。他方、対面は両法が同じ日に施行される。



# 券面の見た目を信じる限界

一見して判別できない

## 精巧に偽変造された 本人確認書類

犯行に利用された携帯電話に、こうした書類で契約されたものが存在する実態が確認された



### 偽変造書類による不正契約

券面の複製技術が高度化し、目視での真贋判定が困難となった



### SIMスワップ等の手口の多様化

契約後の乗っ取りを含め、犯罪手口が巧妙化している



### 特殊詐欺被害の深刻化

犯行に用いられる回線の入口を塞ぐことが政策課題となった

**なぜICチップか** ICチップ内のデータには、発行元の官庁が管理する秘密鍵による電子署名が施されている。券面をどれだけ精巧に偽変造しても、この署名までは偽造できない。



**POINT** 改正の本質は、本人確認の信頼の基礎を、券面の外観からICチップ内の電子的な真正性へと入れ替えた点にある。

## ■ PART 2

# 【重点】書類の四類型と窓口対応



四類型のマトリクス

書類ごとの具体例

窓口フロー

マイナカードは必須ではない



## 「顔写真の有無」 × 「ICチップの有無」で手順が決まる

顔写真  
あり

### ① 写真・IC付き 本人確認書類

提示 + ICチップの読取り  
(氏名・住居・生年月日・写真)

店頭で完了

顔写真  
なし

### ② 写真なし IC付き本人確認書類

IC読取り (氏名・住居・生年月日)  
+ 転送不要郵便物等を送付

郵便が必要

ICチップ なし

### ③ 写真付き ICチップなし

提示 + 券面記載の住居宛てに  
転送不要郵便物等を送付

郵便が必要

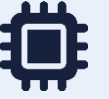
### ④ 写真・ICチップ なし

提示又は送付 + 記載の住居宛てに  
転送不要郵便物等を送付

郵便が必要



**POINT** 顔写真とICチップの両方がそろっている書類だけが店頭で完結する。どちらかが欠ければ、必ず転送不要郵便物等で住居を確かめる。



## ICチップのある書類 ― ①と②

### ① 写真・IC付き本人確認書類

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 運転免許証（現に有効なものはすべてIC付き）
- 在留カード（16歳以上）
- 特別永住者証明書（16歳以上）
- 旅券（平成18年3月以降発給のIC旅券）

ICを読み取れば 店頭で完了 （郵便は不要）

### ② 写真なしIC付き本人確認書類

- 写真のない個人番号カード（1歳未満の者に交付されるもの）
- 写真のない在留カード（16歳未満）
- 写真のない特別永住者証明書（16歳未満）

IC読取り + 転送不要郵便物等が必要

**旅券の例外** 旅券はICチップに住居が記録されていない。読み取るのは氏名・生年月日・写真のみであり、住居の確認方法を別途設計する必要がある。



**POINT** 運転免許証はIC化が全国で完了している。現に有効な免許証はすべて①に当たり、ICなしの旧免許証が窓口に見られることはない。



## ICチップのない書類 ― ③と④

### ③ 写真付き・ICチップなし

- 運転経歴証明書
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳（写真付きのもの）
- 官公庁発給の写真付き資格証明書（宅地建物取引士証、小型船舶操縦免許証、無線従事者免許証、電気工事士免状等）
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 一時庇護許可書・仮滞在許可書

### ④ 写真なし・ICチップなし

- 健康保険証（資格確認書）
- 国民年金手帳
- 母子健康手帳
- 住民票の写し・印鑑登録証明書（原本）

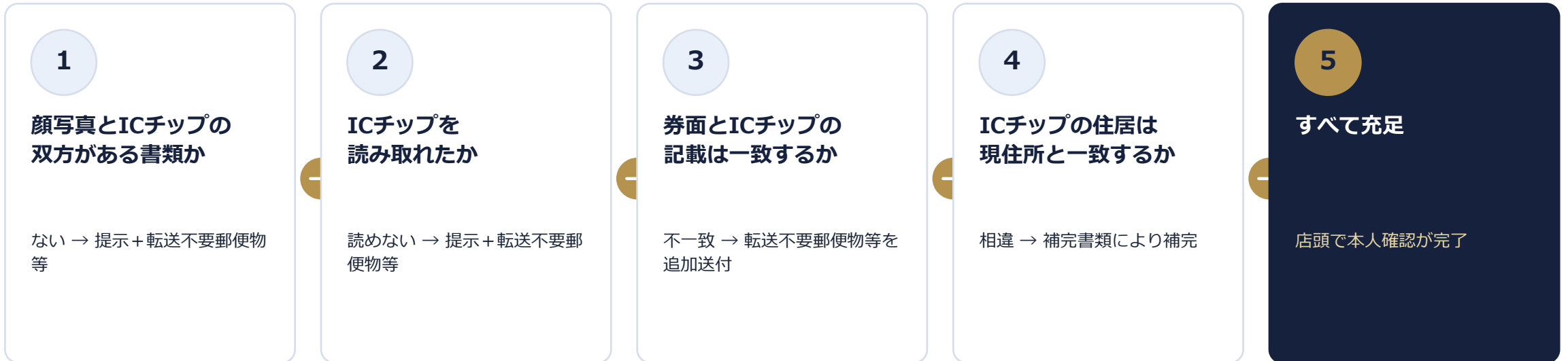
③④はいずれも 転送不要郵便物等の送付が必須



**POINT** ③④のうち一を限り発行又は発給されたもの（原本を預かることができないもの）は、送付を受ける方式では使用できない。



## 2027年4月1日以降の店頭手続



**券面との照合** 券面とICチップの記録情報の一致確認は省令上の義務ではないが、総務省は「券面との一致についても確認することが適切」との考え方を示している。

**!** **POINT** ICチップを読み取らない経路に入った時点で、その場では手続が完結しない。顧客への案内文言をあらかじめ用意しておく。

# 「マイナンバーカードがないと契約できない」は誤り



マイナンバーカードを保有していなくても、運転免許証・在留カード・特別永住者証明書等を使用できる



## 顧客への案内

「マイナンバーカードが必要です」ではなく、「ICチップ付きの顔写真つき本人確認書類をお持ちいただくと、その場で手続きが終わります」



## 書類を持たない顧客

住民票の写し等の原本の提示に加えて転送不要郵便物等を送付する経路が残されている



## パブリックコメント

事実上の義務化であるとの反対意見に対し、総務省は運転免許証等も使用できる旨を回答。案の修正は行われていない



**POINT** 窓口では「ICチップ付きの顔写真つき身分証なら店頭で完結する」という伝え方に統一する。

### ■ PART 3

# 現場で生じる例外事象への対応



暗証番号の失念

券面とICの不一致

書類を持たない顧客

特殊な居住環境

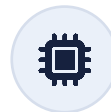


## ICチップが読めないときの分岐



### 暗証番号を失念している

個人番号カード及び運転免許証のICチップの利用には暗証番号の入力を要する。日常的に使う機会が乏しく、失念している顧客が相当数生じると見込まれる。



### ICチップを読み取れない

券面の破損、ICチップの不良、読取機器の障害等。いずれの場合も、提示を受けたうえで転送不要郵便物等を送付する経路に切り替える。

### 禁止事項

**顧客から暗証番号を聴取してはならない。記録してはならない。**

窓口では暗証番号の再設定手続を案内する。コールセンターの対応スクリプトについても同様の措置を講じる。



**POINT** 暗証番号の失念は「例外」ではなく日常的に生じる。転送不要郵便物等への切替えを標準フローに組み込んでおく。



## 住所が食い違っている場合でも契約は拒絶しない

### 起こりうる場面

転居後に住所変更の手続をしたが、取扱窓口の事情によりICチップ内の情報が更新されていない（警察署の窓口では免許証のICを更新できない等）

### 対応

**転送不要郵便物等を追加で送付し、本人確認を実施する**

### 総務省の考え方（パブリックコメント回答）

「警察署においてICチップの情報の更新ができないなど、行政上の手続きが原因でICチップの情報が更新されない場合については、転送不要郵便物等を追加で送付する形で本人確認を実施することを想定しており、その点、必要に応じ、携帯音声通信事業者等や利用者への周知を図ってまいります」

**運用設計** 不一致を検知した時点で自動的に追加送付フローへ分岐させる。窓口担当者の裁量に委ねると、拒絶や誤受付が生じやすい。



**POINT** 「券面とICが違えば契約できない」は誤り。研修で明示的に否定しておくべき論点である。



## 排除を生まないための二つの経路



### 公的な身分証を持たない顧客

児童相談所・児童養護施設等の入所者など、一般的な本人確認書類を保有しない者が想定される。

写真及びICチップを有しない書類であっても、偽変造防止措置が施された本人確認書類であれば使用できる（総務省回答）。住居の相違は補完書類で補う。



### 郵便配達員が立ち入れない場所

外国公館、米軍の施設・区域等。セキュリティ上の制約から書留郵便等を届けられない場合がある。

書留郵便等によることができない正当な理由がある場合には、特定記録郵便等によることが出来る（住基法の適用を受けない者・国外転出者に限る）。

**意見募集の結果** 提出された18件の意見のうち、案の修正に至ったのは、この特定記録郵便等に関する1件のみである。



**POINT** 例外経路は「本人確認の水準を下げる措置」ではない。対象者と要件が限定されている点を運用に落とし込む。

■ PART 4

# 郵便・記録・非対面



本人限定受取郵便

本人確認記録

保存は3年間

非対面の扱い



## 郵便事業者の側にもICチップ読取りが必要に

①

名宛人の住居を確認

変更なし

②

写真・IC付き書類の提示を受ける

対象書類が限定

③

ICチップの情報を読み取る

新設

④

必要な事項を差出人に伝達

変更なし

### 事業者からの意見

日本郵便は、犯収法向けに進めているシステム改修と要求内容が一致せず施行日に間に合わない旨を指摘。KDDIも移行期間の設定を要望した。

### 総務省の対応

移行期間は設けない。仕様は「携帯音声通信事業者において、その提供者と調整すべき事項」とされた。ただしIC情報の送信を受けない場合は保存不要。



**POINT** 本方式を利用する販路を有する事業者は、郵便事業者との仕様調整を直ちに開始する必要がある。



# 顔写真を含む情報を3年間保存する

| 項目       | 改正後の内容                                     |
|----------|--------------------------------------------|
| 記録事項     | 本人確認に用いた書類又は電子証明書の種類及び記号番号その他これを特定するに足りる事項 |
| 確認を行った日付 | ICチップに記録された情報を読み取った日（改正前は提示を受けた日）          |
| 保存の契機    | IC情報を読み取ったとき／郵便の業務に従事する者等から当該情報の送信を受けたとき   |
| 保存すべき情報  | 氏名・住居又は住所・生年月日・写真（②類型は氏名・住居・生年月日）          |
| 保存期間     | 役務提供契約が終了した日から3年間                          |

**個人情報保護法との関係** ICチップから取得する顔写真は慎重な取扱いを要する。アクセス権限、ログ管理、削除手順、委託先の監督までを一体で設計する。



**POINT** 暗証番号を取得せず、かつ保存しない仕組みを、システムと運用の両面で担保する。



# 見直しは済んでいる。ただし3点の実質的変更がある

非対面の本人確認は2026年4月1日施行の改正で既に移行済み。今回の改正における非対面の各方式は、用語の整理が中心である。



## 電子署名の対象を明確化

電子署名が行われる情報が「氏名、住所及び生年月日」であることが明文化された

署名対象データの設計と検証ロジックを点検する



## 記録事項に電子証明書を追加

本人確認記録に電子証明書の種類及び記号番号を記録する

記録項目を追加するシステム改修を要する



## 補完書類を「提示」でも受領可

従来は送付又はその写しの送付に限られていた

対面での補完が可能となった

**JPKIの手数料** 公的個人認証サービスの電子証明書失効情報の提供手数料は、2026年度についても無料である。将来の料額は関係府省において検討中とされている。



**POINT** 非対面を主力とする事業者も、記録項目の追加と署名対象データの点検は避けられない。

■ PART 5

# 実務対応と関連法



犯収法との関係

古物営業法ほか

施行までの準備

研修で伝えること



# 対面の見直しは金融機関と同じ日に来る

| 法令          | 非対面の本人確認        | 対面の本人確認   |
|-------------|-----------------|-----------|
| 携帯電話不正利用防止法 | 2026年4月1日（施行済み） | 2027年4月1日 |
| 犯罪収益移転防止法   | 2027年4月1日       | 2027年4月1日 |
| 古物営業法       | 改正なし            | 改正なし      |
| 旅館業法ほか      | 改正なし            | 改正なし      |

**古物営業法の直近改正** 2025年8月20日公布・同年10月1日施行の改正は、金属製物品に係る窃盗対策として本人確認義務等の対象物品を追加したものであり、確認の方法自体は従前のままである。

貴金属等の売買を行う古物商は犯収法上の特定事業者に当たるため、当該取引については同法の厳格化後の方法による。



**POINT** 2027年春に、金融機関等と携帯音声通信事業者が同時にICカードリーダーを調達する。機器の調達難と郵便事業者の逼迫を織り込む。



# 残り1年半。経過措置はない

| 2026年内                                                                                                    | 2026年末～<br>2027年初                                                                                                                      | 2027年<br>1～3月                                                                                                                                    | 2027年<br>4月1日                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>棚卸しと協議開始</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 本人確認を行う業務の洗い出し</li><li>● 郵便事業者との仕様協議の開始</li></ul> | <b>調達と設計</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● ICカードリーダー・読取アプリの選定と調達</li><li>● 記録・保存システムの要件定義</li><li>● 例外処理マニュアルの原案作成</li></ul> | <b>改修と展開</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● システム改修とテスト</li><li>● 直営店・代理店への機器配備</li><li>● 規程・約款・代理店契約の改定</li><li>● 従業者・代理店への研修</li></ul> | <b>施行</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 例外処理の運用状況のモニタリング</li><li>● 媒介業者等の監督</li></ul> |

**POINT** 機器の調達とシステム改修にはリードタイムを要する。着手が早いほど選択肢が広がる。

# 持ち帰っていただきたい3点



## 01 ICチップの読取りが軸になる

顔写真とICチップの双方を備えた本人確認書類だけが、店頭でその場で完結する。運転免許証はすべてこれに当たる。



## 02 目視だけでは足りない

ICを読み取らない経路では、必ず転送不要郵便物等による住居確認を併用する。その場で終わらない取引が生まれる。



## 03 難所は例外処理にある

暗証番号の失念、券面とICの不一致、書類を持たない顧客、特殊な居住環境。ここを標準フローに織り込めるかが勝負となる。

**施行日 令和9年（2027年）4月1日 — 経過措置は設けられていない**